

幼児教育・保育の無償化

令和元年（2019年）10月実施

無償化の対象は？

- 無償化になるのは保育料のみです。（通園・送迎費・食材料費・行事費などは実費負担）
- 基本は3歳児からです。
- 認定*の種類によって無償化される上限額等が異なります。

認定*って何？

- 保育園や幼稚園など、教育・保育施設を利用する場合は支給認定（認定）を受ける必要があります。

1号認定

2号認定

3号認定

新1号認定

新2号認定

新3号認定

- 子どもの年齢や家庭状況により認定が異なります。（詳細は次頁）
- 認定には期間があります。一度受けた認定も期間が切れていないか、確認してください。
- 年度ごと、または必要に応じて現況確認書類提出の必要があります。
- 転居や離婚、祖父母等との同居など、世帯状況に変更があった場合は必ずお申し出ください。
- 認定の変更は月単位で行います。

どの区分かな？
確認してみよう

満年齢			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
施設の種類の クラス (4/1時点での年齢)			0歳児 クラス	1歳児 クラス	2歳児 クラス	3歳児 クラス	4歳児 クラス	5歳児 クラス	
保育所等	在園	保育園	3号			2号	2号		
		地域型保育 (小規模・家庭的保育)	3号			2号			
		認定こども園 (保育部分)	現行通りの料金 (住民税非課税世帯は無償)				2号		
	保育所等保留(待機)中		3号			2号			
認定こども園 (幼稚園部分) 新制度移行の幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税 非課税世帯	3号			1号+ 新3号	1号+新2号		
		住民税 課税世帯	3号						
	保育の必要性なし						1号		
私立幼稚園	保育の 必要性 あり	住民税 非課税世帯	3号			新3号	新2号		
		住民税 課税世帯	3号						
	保育の必要性なし						新1号		
認可外保育施設 事業所内保育所 ベビーシッター ファミリーサポートセンター など県に届出済みの施設のみ	保育の 必要性 あり	住民税 非課税世帯	新3号(3号)			新2号(2号)			
		住民税 課税世帯	3号						
	保育の必要性なし								
障害児通所施設						認定の手続不要			
企業主導型保育事業	従業員枠	3号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合				2号 または 保育を必要とする事由を 事業所が認める場合			
	地域枠	3号				2号			

A
次頁
参照


B
次頁
参照






C
次頁
参照






D
次頁
参照




別紙
参照



A	対象	保育園・認定こども園（保育部分）在園の3歳児クラス以上
	申請	入園申込時
	認定	2号 保育を必要とする事由を認める、3歳児クラス以上の子ども。
	申請先	草加市役所保育課へ ①【施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書】 ② 保育を必要とする事由を証明する書類 ※『保育所等入園案内』をご確認ください。
	保育料	保育料のみ全額無償化
	給食費	4,500円/月額（副食費） ※低所得世帯および多子世帯の免除制度があります。⇒参照次頁 
	支払い方法	公立保育園…口座振替または納付書 私立保育園…各園に支払い

B	対象	認定こども園（幼稚園部分）と新制度の幼稚園在園の満3歳以上
	申請	1号……………入園申込時全員申請 新2号・新3号…必要に応じて随時申請可
	認定	1号 施設申込時、全員申請し認定を受けます。 新2号 保育を必要とする事由を認める、年少クラス以上の世帯の子ども。 新3号 保育を必要とする事由を認める、満3歳児で住民税非課税世帯の子ども。
	申請先	各施設へ 1号  ①【施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書】 新2号  ①【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書】 新3号  ② 保育を必要とする事由を証明する書類 ⇒参照  4 頁
	保育料	保育料のみ全額無償化
	給食費	現行通りの料金 ※低所得世帯および多子世帯の免除制度があります。⇒参照次頁 
	支払い方法	各園に支払い
	預かり保育	幼稚園が行う預かり保育を利用する場合 ●新2号または新3号の認定を受ける必要があります。 450円/日（上限11,300円/月額・新3号認定は上限16,300円/月額）まで無償化。

C	対象	私立幼稚園在園の満3歳以上
	申請	入園申込時（新2号・新3号申請は随時申請可）
	認定	新1号 施設申込時、申請し認定を受けます。 新2号 保育を必要とする事由を認める、年少クラス以上の世帯の子ども。 新3号 保育を必要とする事由を認める、満3歳児で住民税非課税世帯の子ども
	申請先	各施設へ 新1号  ①【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書】 新2号  ①【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書】 新3号  ② 保育を必要とする事由を証明する書類 ⇒参照  4 頁
	保育料	保育料のみ 上限 25,700円/月額 まで無償化
	給食費	現行通りの料金 ※低所得世帯および多子世帯の免除制度があります。⇒参照次頁 
	支払い方法	各園に支払い
	預かり保育	幼稚園が行う預かり保育を利用する場合 ●新2号または新3号の認定を受ける必要があります。 （すでに2号または3号の認定を受けている場合、申請不要） ●認定にあたり就労事由で申請の場合は、1日4時間以上週3日以上（月48時間以上）の就労が必要です。 上記条件で 450円/日（上限11,300円/月額・新3号認定は上限16,300円/月額）まで無償化されます。

対象	認可外保育施設・事業所内保育所・ベビーシッター・ファミリーサポートセンター等で、県に届出済みの施設を利用の子ども
申請	保育所等申込時（新2号・新3号申請は随時申請可）
認定	新2号 保育を必要とする事由を認める、3歳児クラス以上の世帯の子ども。 新3号 保育を必要とする事由を認める、0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の子ども。 ※すでに保育所等の申込で2号・3号の認定を受けている場合は不要（みなし認定）
申請先	草加市役所保育課へ 新2号  ①【子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書】 新3号  ② 保育を必要とする事由を証明する書類 →参照  4頁
保育料	新2号……………保育料のみ 上限 37,000円/月額 まで無償化 新3号（非課税世帯）…保育料のみ 上限 42,000円/月額 まで無償化 ※保育料は一度施設に支払い、あとでまとめて償還します。⇒下記参照
給食費	現行通りの料金（実費負担）
支払い方法	各園に支払い

幼稚園預かり保育・認可外保育施設等利用後の手続きの流れ

●認定こども園（幼稚園部分）または幼稚園と幼稚園預かり保育のみ利用の方

【対象】新2号（2号）・新3号（3号）のいずれかの認定を受けた在園児。

- ① 月ごとに園から「領収書兼提供証明書」を受領。
- ② 年度末に「施設等利用請求書」に「領収書兼提供証明書」を月ごとに添付し園に提出。
- ③ 草加市が確認後、口座振込で無償化対象額を償還。

～例～ 1日600円の預かり保育を20日利用（支払額12,000円）の場合

$$12,000円 - (450円 \times 20日) = 3,000円$$

↑ 預かり保育1日の上限 ↑ 自己負担

●認定こども園（幼稚園部分）または幼稚園と幼稚園預かり保育と認可外施設併用の方

【対象】新2号（2号）・新3号（3号）のいずれかの認定を受け、通園している幼稚園預かり保育の時間が1日8時間以上・年間200日以上実施できず、認可外保育施設等を併用している子ども。

- ① 月ごとに幼稚園や認可外施設等から「領収書兼提供証明書」を受領。
- ② 年度末に「施設等利用請求書」に「領収書兼提供証明書」を月ごとに添付し園に提出。
- ③ 草加市が確認後、口座振込で無償化対象額を償還。

～例～ 1日600円の預かり保育を10日利用し、認可外施設を7,000円利用（支払額13,000円）の場合

$$13,000円 - \{ (450円 \times 10日) + 11,300円 - (450円 \times 10日) \} = 1,700円$$

↑ 預かり保育1日の上限 ↑ 月額限度額 ↑ 自己負担

●認可外保育施設等利用の方

【対象】新2号（2号）・新3号（3号）のいずれかの認定を受けた子ども。

- ① 月ごとに認可外施設等から「領収書兼提供証明書」を受領。
- ② 年度末に「施設等利用請求書」に「領収書兼提供証明書」を月ごとに添付し草加市役所保育課に郵送または窓口で提出。
- ③ 草加市が確認後、口座振込で無償化対象額を償還。

給食費（副食料費）低所得世帯および多子世帯の免除制度

【対象】年収360万未満相当世帯の子どもおよび第3子以降の子ども。

第3子のカウント

- A** …小学校就学前の兄弟が2人以上いる子ども。 **B** **C** …小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる子ども。

対象者には免除の通知を送ります。※課税状況により年度途中で免除の解除通知を送る場合があります。世帯状況に変更があった場合は、利用施設に必ずお申し出ください。

保育を必要とする事由を証明する書類について（B C D の子ども）

保育を必要とする場合、以下の①～⑥いずれかの事由で認定を申請します。
原則として、父・母ともに必要です。（就労・内定証明書が複数必要な時は、コピーしてください。）
提出前に記載されている内容に不備等がないか必ず確認してください。

保育を必要とする事由		提出書類	注意事項
① 就労	外勤・内勤	◆就労・内定 証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表）	【共通事項】 ・証明日が申込日時点で <u>3か月以内のもの</u> が有効。 ・仕事を掛け持ちしている場合は、それぞれの勤務先の就労・内定 証明書を提出してください。
	育児休業中（継続利用）	◆就労・内定 証明書（☆） （不規則勤務の場合はシフト表） ・復職後に「◆復職証明書」（☆）	・育児休業期間の記載が必要です。 ・復職後は、復職証明書を提出してください。
	中心者（事業主）	◆就労・内定 証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（ア）のうち1点の写し	（ア） い 1 ず 点 れ か ・最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表） ・開業届（1年以内に開業の場合） ・履歴事項（又は現在事項）全部証明書 ・法人事業概況説明書 等
	自営 協力者 （親族が経営している会社に勤務）	◆就労・内定 証明書（☆） ●自営業の添付書類 右の（イ）のうち1点の写し	（イ） い 1 ず 点 れ か ・最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表） ・最新年分の源泉徴収票 ・最新の給与明細 ※ 確定申告書控え及び法人事業概況説明書の写しは、税務署の收受印のあるもの ※ e-Taxを用いて確定申告を行った場合は、收受印の代わりとして、受信通知、最新年分の確定申告書等送信票、即時通知のうち1点を確定申告書及び法人事業概況説明書の写しと併せて提出してください。 ※ 農業に従事している方は農業委員会発行の耕作証明書を提出してください。
② 求職活動	就労内定の方（就労先が内定している）	◆就労・内定 証明書（☆）	施設利用後1か月以内に内定先で就労を開始し、就労・内定 証明書を提出すること。
	求職活動の方	●認定に関する誓約書（☆）	施設利用後2か月以内に月48時間以上の就労を開始し、就労・内定証明書を提出すること。
③ 妊娠・出産		●母子健康手帳の写し	母の氏名と出産予定日が記載された部分
④ 疾病・障がい		●医師の診断書又は障害者手帳等の写し	【医師の診断書の場合】 ・ <u>保育を行うことが困難であることが明記されたもの</u> 。 ・証明日が申込日時点で <u>3か月以内のもの</u> が有効。 【障害者手帳等の場合】 ・氏名や等級等が記載されている部分
⑤ 介護・看護		●介護・看護状況申告書（☆） ●被介護・被看護者の書類	【被介護・被看護者の書類とは】 い 1 ず 点 れ か ・医師の診断書 ・障害者手帳等の写し ・その他（介護・看護が必要な状態がわかるもの）
⑥ 就学		●在学証明書（学生証） ●時間割表	・趣味・カルチャースクールは対象外。 ・在学期間、一週間当たりの授業時間等がわかる書類を提出してください。

☆…草加市の書式で提出してください。◆…勤務先で記入してもらってください。

書類は、在園幼稚園、保育課窓口にあります。また、市のホームページ（トップ/健康・福祉・子育て・教育/出産・子育て/幼児教育・保育の無償化/申請書式）からダウンロードもできます。

※ **A** の子どもの保育を必要とする事由については、『保育所等入園案内』をご確認ください。